

令和4年度（2022年度）
第2回国民健康保険運営協議会議案

令和5年（2023年）1月30日提出

豊健
保保保健
康
険険康
中医
給資収政
療
付格納策
市部課課課課

議案第1号

保険料の賦課限度額の変更について

豊中市長からの諮問に基づき、豊中市国民健康保険条例(昭和35年豊中市条例第2号)第11条の5の10を改正することについて審議する。

(1) 後期高齢者支援金等賦課限度額	220,000円 (2万円引上げ)
--------------------	----------------------

議案第2号

令和5年度(2023年度)分の国民健康保険料の料率の特例について

豊中市長からの諮問に基づき、豊中市国民健康保険条例(昭和35年豊中市条例第2号)第11条第1項、第11条の5の5第1項及び第11条の9第1項の規定にかかわらず、下記のとおり令和5年度(2023年度)分の国民健康保険料の料率の特例を設定することについて審議する。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の9.07
被保険者均等割	32,955円
世帯別平等割	32,286円
世帯別平等割(特定世帯)	16,143円
世帯別平等割(特定継続世帯)	24,215円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.89
被保険者均等割	10,394円
世帯別平等割	10,022円
世帯別平等割(特定世帯)	5,011円
世帯別平等割(特定継続世帯)	7,517円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.54
被保険者均等割	18,897円